

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は相談を

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

◎納付免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部納付(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)は、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

◎納付猶予

平成28年7月から制度が改正され、対象が「30歳未満」から「50歳未満」に変わりました。

本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は原則7月から翌年6月(年度の途中で50歳に到達する人は誕生日の前月)までです。

平成27年度に、全額免除または納付猶予の承認を受けた人で、平成27年度の申請時に平成28年度以降も引き続き全額免除または納付猶予を希望した人は、申請手続き不要です。

※退職や被災など、特別の事情で承認した場
合を除きます。また、世帯構成などに変更が
あった場合は改めて申請手続きが必要です。

◎学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は原則4月から翌年3月までです。

■手続き

◎納付免除・納付猶予

年金手帳と印鑑を持って、保険年金課(東庁舎)へ。

※失業による申請時には「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。

◎学生納付特例

年金手帳と印鑑、在学証明書か学生証(学生証の表裏両面を複写したもので可)を持って、保険年金課(東庁舎)へ。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1か月前までの期間)について、さかのぼって免除などの申請をすることができません。

問章津年金事務所国民年金課

☎077・567・2220

保険年金課(東庁舎)

☎71・2324 FAX72・2460

国民健康保険 高齢受給者証(あさぎ色)を 持っている人へ

現在の高齢受給者証は、7月31日で有効期間が切れて、使用できなくなります。8月1日から新しい高齢受給者証(うすだいだい色)を使ってください。

新しい高齢受給者証は、7月末までに特定記録郵便で送付します。手元に届いたら記載内容の確認をお願いします。

※一部負担金の割合は変わることがあります

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、前年の所得や世帯構成の変化に伴って変わることがあります。

問保険年金課(東庁舎)

☎71・2324

FAX72・2460

新しい 人権擁護委員を 紹介します

7月1日付けで次のかたが人権擁護委員として法務大臣から委嘱を受けました。人権に関することで困り事があれば、気軽に相談してください(敬称略)。

井上明保(三雲) ☎72・2500

問人権擁護課(西庁舎)

☎77・8512

FAX77・4101